

初心者向け説明資料抜粋

3-1. 官製談合防止法の概要①



名称

「**入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律**」
 (※略称: 入札談合等関与行為防止法 通称: 官製談合防止法, 官談法)

制定のきっかけ

平成12年北海道上川支庁における入札談合事件
 → 発注機関が入札談合に関与(=官製談合)
 独占禁止法は、原則として発注機関に対して措置を講ずることができない
 → 業界側の不公平感, 官製談合への社会的批判
 → 議員立法にて成立

経緯

- ①平成14年 7月:「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」成立
- ②平成18年12月:職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正
 ※ 主な改正点: 刑事罰(〔新〕第8条)の追加

1-2. 官製談合防止法の概要② (テキストP.27)



公正取引委員会

官製談合防止法

捜査当局 (検察・警察)

入札談合等関与行為 (第2条第5項)
 ① 談合の明示的な指示
 ② 受注者に関する意向の表明
 ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
 ④ 特定の談合のほう助

改善措置要求等 (第3条～第5条)

発注機関
 (各省各庁の長等)

2つの行為が対象

入札等の公正を害すべき行為 (第8条)
 → 職務に反し、談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教唆すること。

刑事罰 (第8条)

発注機関の職員

1-5. 入札談合等関与行為とは① (テキストP.30～)



【発注機関職員の関与行為】

- ① 談合の明示的な指示(第2条5項1号)
- ② 受注者に関する意向の表明(第2条5項2号)
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい(第2条5項3号)
- ④ 特定の談合のほう助(第2条5項4号)

1-15. 刑事罰① (テキストP.51)



法第8条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

<留意点>

本規定は、入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑罰についてのみ規定。

- 独占禁止法違反行為(入札談合等)の存在を前提とするものではない。
- 行為の態様が入札談合等関与行為の4類型に限定されていない。

- 最近、捜査当局による積極的な捜査・立件が行われている
- 第8条違反に加えて、刑法上の犯罪などに問われることも

受講経験者向け説明資料抜粋

1-2. 通報内容の例 (テキストP.16~20)



通報対象について

- ✓ 外部から得た談合情報
- ✓ 入札時の参加者の行動等から、発注機関の経験等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合も通報の対象

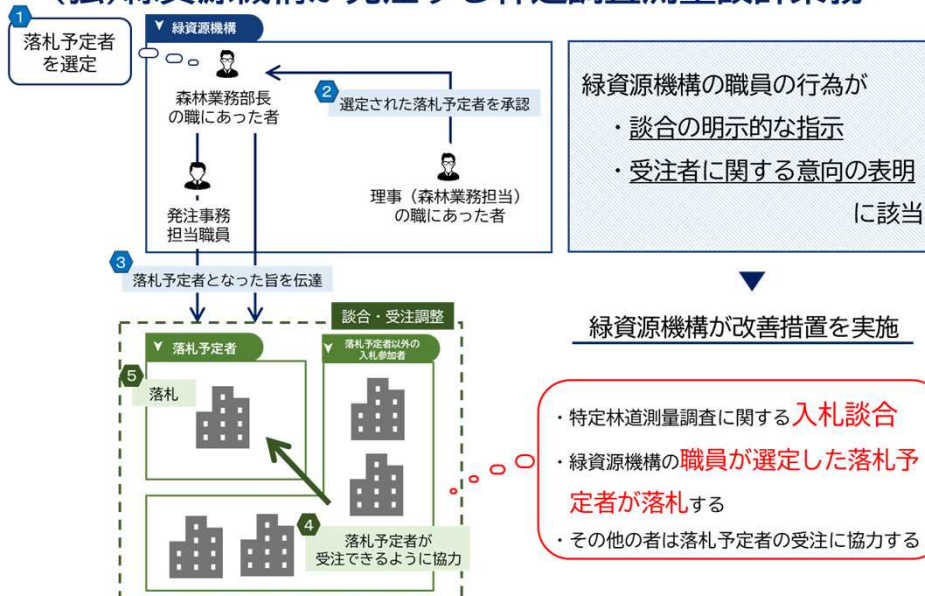
例

1. 発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっている等、**落札結果に何らかの規則性がみられる。**
2. 規則性が無くても、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような**不自然な状況等**がみられる。
3. 調達担当部局において入手した情報が、単発の入札談合に係るものではなく、入札参加者間の落札ルールの存在を示すものであり、また、これを裏付ける**具体的な資料等**の提供を受けた。

2. 違反事例 (テキストP.36、97)



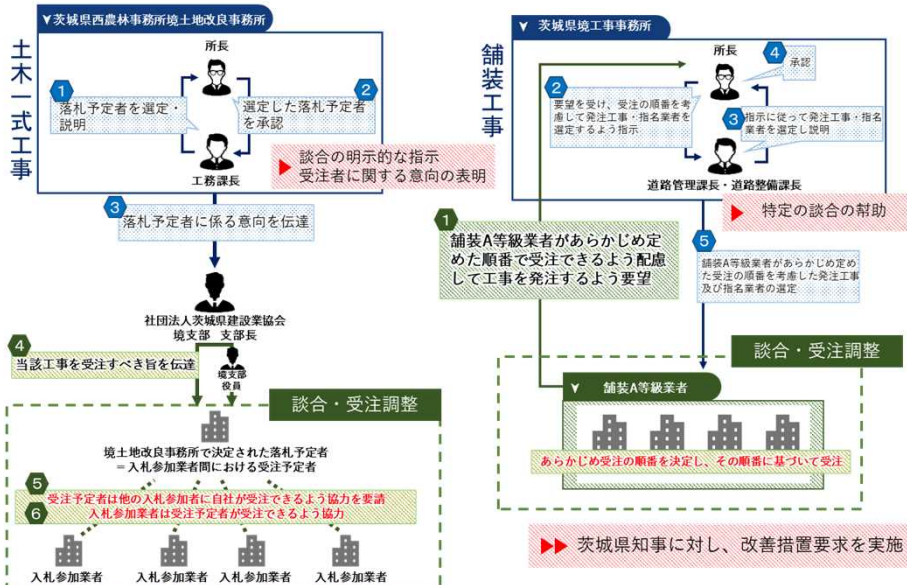
(独)緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務



2-10. 事例紹介 (テキストP.37、107)



茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事



4-2. 官製談合防止法に関するQ&A



各省庁や地方公共団体の退職者は、「入札談合等関与行為」の規定の対象になる？また、刑事罰規定の対象になる？



官製談合防止法第2条第5項の「職員」は、発注機関の現職の職員をいうため、発注機関の退職者が入札談合に関与したとしても、官製談合防止法の「入札談合等関与行為」には該当しません。ただし、退職者が発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が「入札談合等関与行為」に該当するので注意が必要です。

刑事罰規定については、退職者が現職の職員と「職員による入札等の妨害の罪」の共犯として刑事罰の対象になる可能性があります。

